

「戦うPKO」に向かう現状に、どう対応するか

立憲フォーラム 2016.10.19

前田哲男

1) 南スーダンの現状と日本のPKO活動

- ① 稲田防衛大臣の南スーダン訪問、第10次隊（北海道・千歳部隊）
- ② JVC南スーダン現地代表・今井さんの報告
- ③ 派遣予定、陸自第5連隊（青森）の訓練状況

2) そもそも、「日本型PKO」とは、どんなものだったのか？

- ① カンボジア内戦後の「国づくり支援」のため「PKO協力法」が制定された。
- ② 自衛隊でなく「国際平和協力隊」、「国際平和協力隊員たる自衛官」として発足した。
- ③ 武器の使用は、「正当防衛・緊急避難」の場合のみに限定されていた。

第24条「武器の使用」——「自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認められる場合には、武器を使用することができる」

3) それで、どのように「戦うPKO」へと変質していったのか？

- ① 98年改正 「命令による発砲」を24条に追加

「武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない」（同条4）、「統制を欠いた武器の使用により、かえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を未然に防止するため（上官は）必要な命令をするものとする」（同条5）

- ② 01年改正 「管理下に入った者」に拡大（民間人・外国人にも適用）

「自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理のもとに入った者の生命又な身体を防護するため」

- ③ 「武器等防護」のための武器使用も可能に

理由——「このような武器の使用は、自衛隊の武器等という我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようという行為からこれを防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為であり、それがわが国領域外で行われたとしても、憲法第9条第1項で禁止された『武力の行使』には当たらない」

4) 「戦争法」下の「PKO法改正」で、こう変わった

- ① 「駆けつけ警護」

「紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威から住民を保護する」

- ② 「宿营地共同防護」

「外国の部隊の要員が共に宿営するものに対する攻撃があったとき当該要員と共同して武器を使用する」

- ③ 「任務遂行のための武器使用」

追加——「保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警護」

5) 「戦う自衛隊」でなく「はたらくPKO」に自衛隊を組み入れる。

- ① このままでは、衝突・発砲・殺傷事態が避けられない。
- ② 「PKO参加5原則」（停戦合意）は、すでに破たんしている。「任務中断・撤収」すべきだ。
- ③ 「国際版・災害派遣部隊」に自衛隊を位置づけ、文民警察やNGOの役割を拡大する。